

役員候補者選挙規程

(目的)

第1条 この規程は、一社) 日本言語聴覚士協会（以下、本協会という）の定款第22条に基づき、社員総会の決議によって選任する理事および監事候補者の選出を円滑に行うために定めるものとする。

(役員候補者選挙管理委員会の設置)

第2条 本協会は役員候補者の選出を行うために、役員候補者選挙管理委員会を置く。

- 2 役員候補者選挙管理委員会は、理事および監事候補者の選挙を管理、運営することを目的とする。
- 3 役員候補者選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 役員候補者選挙管理委員（委員長を含む）は10名以内とし、次期役員候補者選挙管理委員が任命されるまでを任期とする。
- 5 役員候補者選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

(役員候補者選挙管理委員会の業務)

第3条 役員候補者選挙管理委員会は、次の業務を行う。なお、業務執行に伴う事務的作業については、本協会事務所に委託することができる。

- (1) 役員候補者選挙の告示
- (2) 立候補届の内容確認と受理、および立候補者の公示
- (3) 選挙人名簿の整備
- (4) 投票および開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (5) 投票結果の確認および会員への報告
- (6) その他選挙に必要な事項

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権は、投票日より3ヶ月以上前から正会員であった者が有する。

(選挙の告示)

第5条 選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以前に行わなければならない。

- (1) 立候補受付期間（14日間）
- (2) 投票日
- (3) 投票受付期間（投票日から起算して7日間）
- (4) 開票日（投票日から30日以内）
- (5) その他必要事項

(立候補)

第6条 理事、監事になろうとする者は、立候補受付期間内に役員候補者選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし理事と監事の重複立候補はできない。

- 2 本協会の代議員は、立候補することができない。
- 3 都道府県士会に入会していない者は、立候補することができない。
- 4 立候補者が定款第21条第1項で定める定数または定数に満たない場合は無投票とする。理事会は定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

第7条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければならない。

- (1) 理事、監事の立候補者の氏名、略歴、立候補の趣旨、推薦者氏名(2名)。

ただし立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。

同一推薦人は、理事については2人まで、監事については1人まで推薦することができる。

- (2) その他必要事項(選挙方法等)

- 2 選挙(告示・公示・投開票)は、次期総会開催日の1ヶ月前までに完了しなければならない。

(投票開票および得票順位の決定)

第8条 投票は無記名とし、インターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

- 2 記名方法は、以下のとおりとする。

- (1) 理事の投票は、10名以内の連記投票とする。

- (2) 監事の投票は、単記投票とする。

- 3 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、役員候補者選挙管理委員会が選出した立会人を置くことができる。立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。
- 4 得票の多い順に立候補者の順位付けを行う。得票が同数の場合は、役員候補者選挙管理委員会が抽選で順位を決める。

(得票順位の公表)

第9条 本規程第8条によって決定した得票順位および得票数については、役員候補者選挙管理委員会が、会員に公表する。

(規程の改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議により改廃することができる。

付則

- 1 この規程は、平成21年12月6日より施行する。

- 2 この規程は、一部変更の上、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、一部変更の上、令和 3 年 7 月 4 日より施行する。
- 4 この規程は、一部変更の上、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。